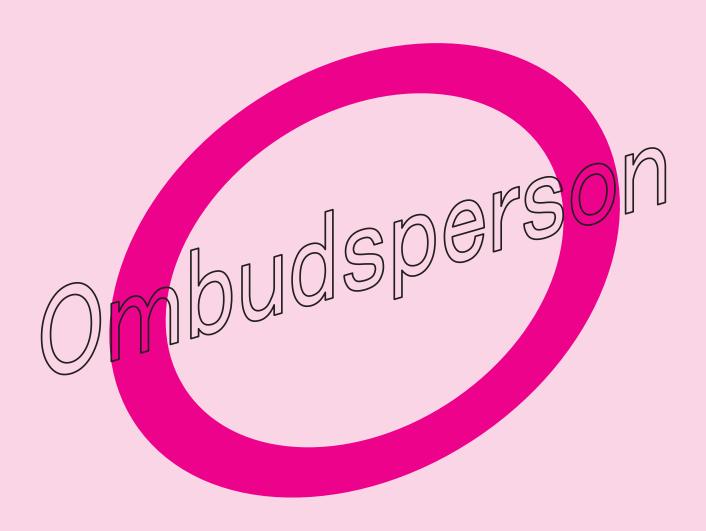
川崎市人権オンブズパーソン 令和4年度報告書



^{令和 5 (2023) 年 6 月} 川崎市人権オンブズパーソン

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
I 運営状況	
1 相談の概要	. 3
(1) 相談の受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 4
(2) 相談の継続及び調整活動	11
2 救済の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1) 救済の申立て受付件数	13
(2) 救済の申立て内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(3) 救済活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
3 発意調査の概要	15
4 救済活動の様子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
5 広報·啓発等······	18
(1)人権オンブズパーソン子ども教室	18
(2) 高校生を対象とした人権学習(デート DV 予防講座)·····	20
(3) 広報活動	21
6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
子どもの人権について専門調査員として思うこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
Ⅱ 参考資料	
1 年度別統計表	26
2 制度の概要	30
3 川崎市人権オンブズパーソン条例	33

はじめに

ここ数年、「コロナ禍」という切り口でこの巻頭挨拶を書かせていただいていましたが、令和4年度の卒業シーンでは久しぶりにマスクなしの姿も見ることができ、春の到来とともに、社会全体が新たな局面を迎えているような気がしています。

前年度を振り返りますと、人権オンブズパーソンへの年間相談受付件数は 118 件で、 前年度比 77%となっています。個別にみますと、子どもの相談については年間 78 件でし た。年度当初及び年度末頃は前年度より減少していましたが、それ以外の月では前年並み の相談件数となっており、子どもの相談だけをみると、前年度比 88%となっています。

一方、男女の相談については、年間相談件数は 20 件で前年度比 74%、その他相談の年間相談件数は 20 件で前年度比 53%となっています。コロナ禍では大人からの相談が多かったことは、前年度の報告書でもお伝えしたとおりですが、大人からの相談うち、人権オンブズパーソンの管轄には入らない「その他相談」が半減したということが、大人のSOSを受け止める相談機関等が広く認知され、それぞれが適切な窓口につながれたのであればよいと思っております。

子どもの相談件数の減少率が他の分類の相談件数と比較して低かったとはいえ、子どもの相談件数だけを経年的にみると、相談件数の減少は著しいと思っています。この減少を子どもの困りごと等の減少ととらえることができないことは、公表されている数々の数値が物語っており、子どもの自殺率、不登校児童生徒数、虐待対応件数等は軒並み増加しています。またいじめの認知件数についても、学校休業等の関係で一時的に減少した年度もありますが、基本的には増加しています。

人権オンブズパーソンへの相談は、受付についてはメール等でも行っていますが、相談手段として中心となるのは電話です。「電話」という手段が今の時代にそぐわないのではないかという意見に対しては真摯に傾聴すべきだと思っています。また SNS 他何らかのデジタル手法の有用性も認識しています。例えば、市内の公立小中学校では児童生徒一人に一台の端末が配備され、子どもはこれによって個別に学校の先生とつながりやすくなっているようです。これを用いて、問題が小さいうちに適切な対応がなされるのであれば、解決も容易となってくるでしょうから、ICT教育の大きなメリットの一つであると思います。

では、救済や調整活動までできる人権オンブズパーソンへの相談は、どのような形態がいいのでしょうか。子どもが相談しやすくするためには、相談手段のみならず、相談手法も検討する必要があると思っています。つまり単に相談するツールを検討するのみならず、これに関連する事項も併せて考える必要があると思っています。

子ども自身が困ったこと等があった時に誰かに相談するには、まず、①自分のモヤモヤ した気持ちや不快・辛い気持ちを自分の頭の中で言葉等にし、②それを人に伝えたり相談 していいという子ども自身の理解のもと、③伝えよう、相談しようという意思を持って、 ④自ら使えるツールで人に伝えるという機序があるとするなら、これらが上手く機能する ようにしておく必要があります。例えば、①不快な気持ちを、単に「ウザ」「キモ」と短 文のみで表現していないか、自分の気持ちを自分で認識できるだけの国語力表現力が不十 分になっていないか、②権利教育や相談機関の紹介等々大人は適切な啓蒙活動ができてい るのか、③子どもが自分の考えを大人に受け止めてもらうなどの経験等を積んでいるか、 当該大人は相談者として信頼してもらえているのか、そして④として、子どもが使いやす い手段は何か、それは直接話すことなのか、手紙なのか、または何らかのデジタル手段な のかという検討になると思います。もし①~③の点に不十分なところがあるなら、そこへ の手当ても必要だと思っています。

子どもが表明する場面は、困ったときに限りません。私が子ども時代は、大人が望み、 喜ぶことを言って正しいことを言った気になったり、大人の言うことを聞く子だけが「い い子」であると思っていました。しかし、本来そうではないはずです。子どもはこの社会 を構成する一員として、権利の主体として自分の意見を表明する権利があります。その意 見が大人と異なること、大人が望まないことも多々あり得ますが、だからと言って、「子 どもの意見だから」という理由でないがしろにしていいわけありません。とはいえ、意見 表明権を適切に実現することは容易なことではありません。この点、まず社会的養護にい る子たちに目が向けられ、現在社会的養護にいる子たちの声を聞く制度が設計されつつあ ります。しかし、これは本来すべての子どもについて言えることで、あらゆる状況下にあ る子どもが自分の意見を表明できることが大切です。そこでそのための仕組み作りが大切 となりますが、その前提として、そもそも子ども一人一人が、それぞれ自分の意見を持っ ていいということを認識していることが何より大切だと思っています。子ども自身が自分 の意見をもって、それを表明していいということを子どもが理解し実行できるようになる ためには、大人も含めてこの社会の構成員全員が相手の意見を聞くという「聞く力」も併 せて非常に大切だと思っています。人権オンブズパーソンへの相談手段はどうしたらいい のかについても、是非、子どもの意見を聞いてみたいと思っています。

昨年度は川崎市人権オンブズパーソン制度制定 20 周年でした。また本年度はこども家庭庁も動き出しており、現在、子どもを取り巻く環境は大きく変わりつつあります。そのような中、本年度は、これまでの大﨑人権オンブズパーソンに代わって、新たに飛田人権オンブズパーソンが就任いたしました。今年度もこれまで以上に努力する所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

川崎市代表人権オンブズパーソン 池 宗 佳 名 子

I 運営状況

人権オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害を管轄し、相談及び 救済の申立てを受け、各関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を 図っています。

相談については、適切な助言等を通じて人権侵害の発生や拡大を防止し、人権侵害に関する問題の主体的な解決を促進するなど、それ自体が有効な救済方法となっています。そして相談者の気持ちが整理できない場合や複雑なケースの場合には、継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援します。

また、管轄外の問題であっても、適宜相談を受け、その内容にふさわしい相談機関を紹介するなど相談者の立場に立った対応に努めています。

この報告書では、子どもの権利の侵害にかかわる相談を「子どもの相談」、男女平等にかかわる人権 の侵害の相談を「男女平等の相談」、人権オンブズパーソンの管轄外の相談を「その他相談」としてい ます。また、各相談の内容等の分類は、相談受付時の訴えに基づいています。

なお、子どもの相談及び救済の対象となる子どもは、「川崎市子どもの権利に関する条例」に規定する 18 歳未満の者等をいいます。

(※構成比(%)は四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。)

1 相談の概要

令和4年度の新規の相談受付件数は 118 件で、子どもの相談が 78 件(相談受付件数全体に占める 割合 66.1%)、男女平等の相談が 20 件(同 16.9%)、その他相談が 20 件(同 16.9%)でした。前年 度と比べると、子どもの相談は 11 件減少、男女平等の相談は 7 件減少、その他相談は 18 件減少し、全体では 36 件減少しました。(図 $1\sim2$)

また、相談の対象となった者の住所は市内102件、市外10件、不明6件でした。(表1)

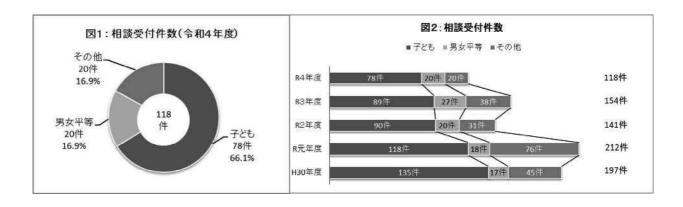


表1 (単位:件)

相談種別	市内	市外	不明	合計
子どもの相談	68	6	4	78
男女平等の相談	18	1	1	20
その他相談	16	3	1	20
合計	102	10	6	118

(1) 相談の受付状況

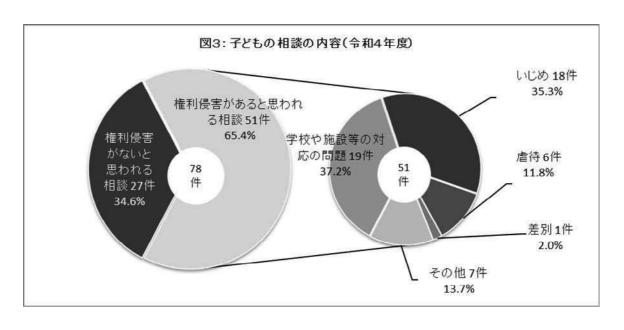
ア 子どもの相談

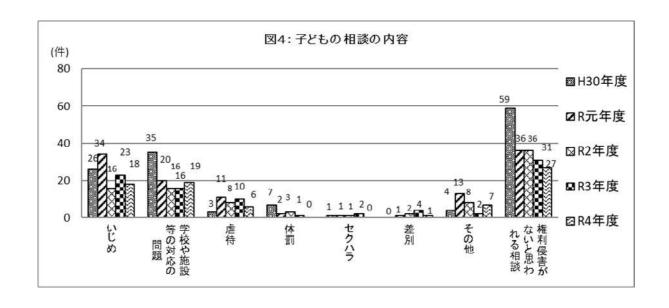
子どもの相談では、子ども本人からの相談を促すために、子ども自らが安心して気軽に相談できるような相談環境づくりに努め、子どもの話を十分聴き、その年代にふさわしい助言や勇気づけなどによって、子どもが自らの力で問題を解決できるよう支援しています。

(7) 相談内容

子どもの相談受付件数は78件で、前年度(89件)より11件減少しました。(図2)

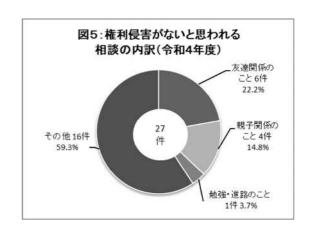
内容別では、権利侵害があると思われる相談は、学校や施設等の対応の問題に関する相談が19件(権利侵害があると思われる相談全体に占める割合37.2%)、いじめに関する相談が18件(同35.3%)、虐待に関する相談が6件(同11.8%)、差別に関する相談が1件(同2.0%)、その他が7件(同13.7%)、体罰に関する相談、セクハラに関する相談がそれぞれ0件で、合計で51件でした。前年度と比べて、学校や施設等の対応の問題に関する相談が3件増加し、いじめに関する相談が5件、虐待に関する相談が4件、差別に関する相談が3件、セクハラに関する相談が2件、体罰に関する相談が1件減少しました。(図3~4)





また、権利侵害がないと思われる相談 (27 件) は、友達関係のことが6件 (権利侵害がないと思 われる相談全体に占める割合22.2%)、親子関係 のことが4件(同14.8%)、勉強・進路のことが1 件(同3.7%)でした。

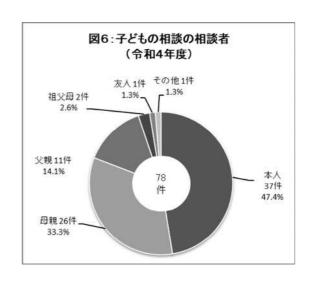
前年度と比べて、権利侵害がないと思われる相 談は4件減少しました。(図4~5)



(化) 相談者

相談者は、子ども本人が37件(子どもの相談 受付件数全体に占める割合47.4%)、母親が26件(同33.3%)でした。(図6)

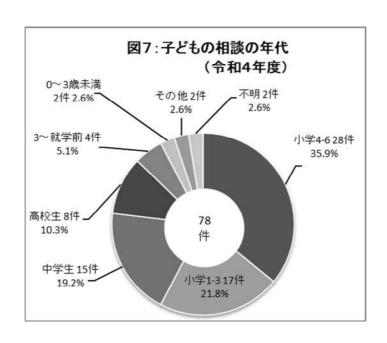
子ども本人が前年度より1件(前年度38件)、 母親が11件(前年度37件) それぞれ減少しました。

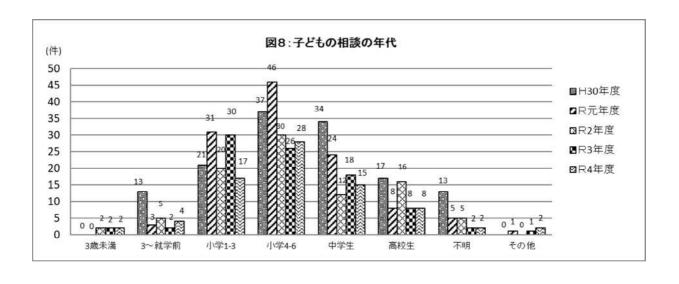


(ウ) 子どもの年代

相談の対象となった子どもの年代は、小学校高学年 (4~6年生) が 28 件 (子どもの相談受付件数全体に占める割合 35.9%)、小学校低学年 (1~3年生) が 17 件 (同 21.8%)、中学生は15 件 (同 19.2%)、高校生が8件 (同 10.3%) となっています。

前年度と比べて、小学校高学年が2件増加しましたが、小学校低学年が13件、中学生が3件減少しました。(図7~8)

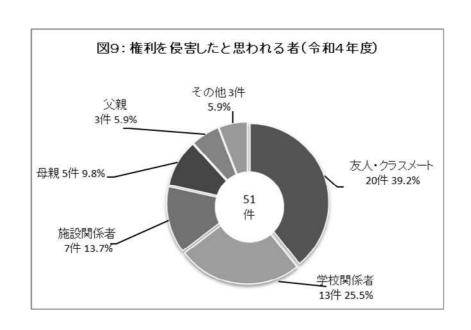


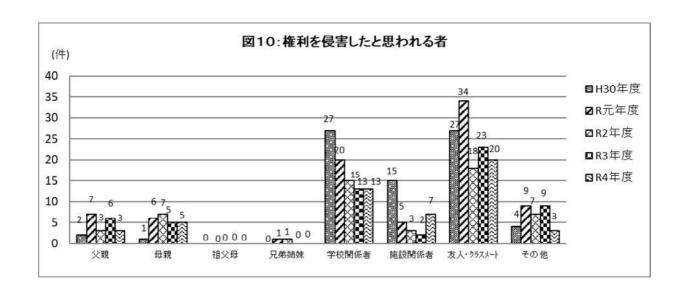


(エ) 権利を侵害したと思われる者

権利侵害があると思われる相談 51 件のうち、権利を侵害したと思われる者は、友人・クラスメートが 20 件(権利侵害があると思われる相談全体に占める割合 39.2%)、学校関係者が 13 件(同 25.5%)、施設関係者が 7件(同 13.7%)、母親が 5 件(同 9.8%)、父親が 3 件(同 5.9%) でした。

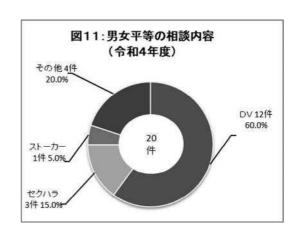
前年度と比べて、友人・クラスメートが3件、父親が3件それぞれ減少し、施設関係者が5件増加しました。(図 $9\sim10$)



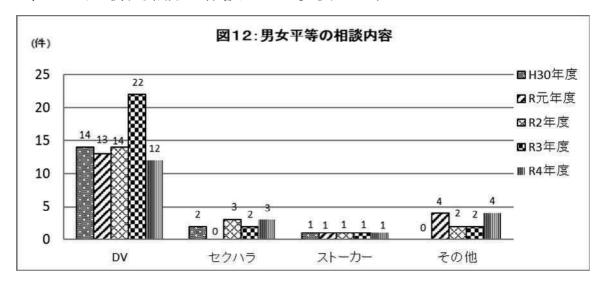


イ 男女平等の相談

男女平等の相談受付件数は20件で、前年度(27件)より7件減少しました。(3ページの図2)内容別では、ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談が12件(全体に占める割合60.0%)、セクハラに関する相談が3件(同15.0%)、ストーカーに関する相談が1件(同5.0%)でした。



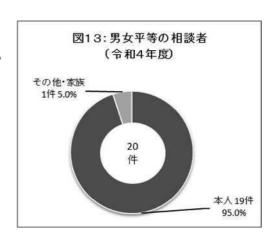
前年度と比べて、DVに関する相談が10件減少 し、セクハラに関する相談は1件増加しました。(図11~12)

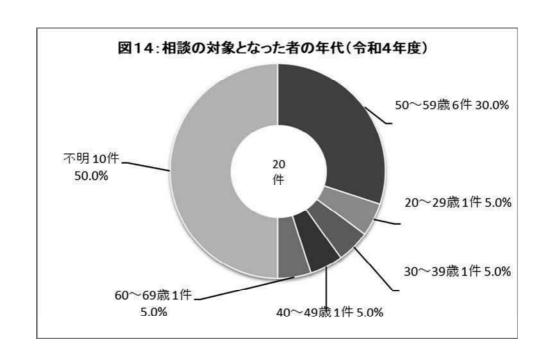


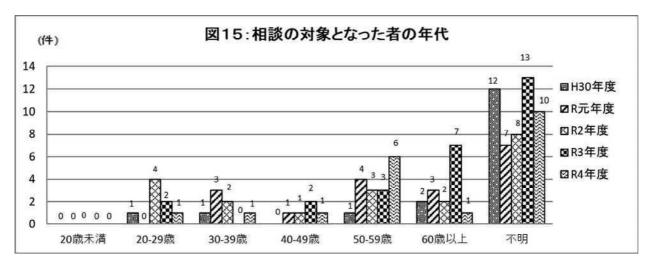
相談者は、本人が19件(全体に占める割合 95.0%)、その他・家族が1件(同5.0%)でした。 (図13)

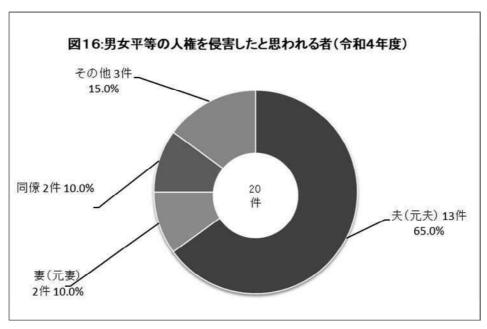
相談の対象となった者の年代は、50歳代が6件(全体に占める割合30.0%)、20歳代、30歳代、40歳代、60歳以上がそれぞれ1件(同5.0%)、不明は10件(同50.0%)でした。(図14~15)

人権を侵害したと思われる者は、夫(元夫)が 13件(全体に占める割合65.0%)、妻(元妻)、 同僚がそれぞれ2件(同10.0%)でした。(図16)







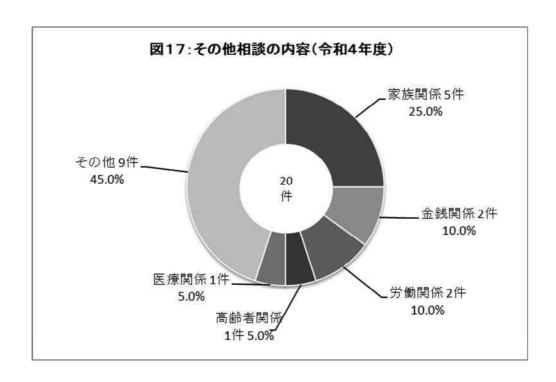


ウ その他相談

人権オンブズパーソンは、管轄外の相談に対してもできる限り解決が図られるよう、必要に応じて助言したり、専門的な相談機関を紹介するなど、相談者の立場に立って対応しています。

その他相談は、前年度(38件)より18件減少し、20件でした。(3ページの図2)

その他相談の内訳は、家族関係が5件(全体に占める割合25.0%)、金銭関係、労働関係がそれぞれ2件(同10.0%)、高齢者関係、医療関係がそれぞれ1件(5.0%)などでした。(図17)



なお、相談受付件数には計上していませんが、無言電話やいたずら電話などが合計 82 件 ありました。

(2) 相談の継続及び調整活動

相談は電話によるものがほとんどで、1回で相談を終了するケースが多くなっていますが、相談者の気持ちが整理できない場合や複雑なケースの場合には、継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援しています。継続した相談(以下「継続相談」という。)では、電話による相談だけではなく、面談や関係機関等との調整活動を行うこともあります。

ア 継続相談の状況

子どもの相談と男女平等の相談の受付件数98件のうち、41件が継続相談で、受付件数の41.8% を占めています。そのうち子どもの相談が40件、男女平等の相談が1件でした。(表2)

表2 (単位:件)

相談種別	相談受付件数	継続相詞	炎の件数	1回の相談で終了した件数		
个日的人(里方·J	a	b	b/a	a-b	(a-b)/a	
子どもの相談	78	40	51.3%	38	48.7%	
男女平等の相談	20	1	5.0%	19	95.0%	
計	98	41	41.8%	57	58.2%	

イ 継続相談の回数及び相談方法

継続相談 41 件に対する電話相談・面談等の延べ回数は合計 204 回でした。1 件当たりの回数の 平均は 5.0 回で、子どもの相談、男女平等の相談がそれぞれ平均 5.0 回でした。

相談方法は、電話が 167 回(全体に占める割合 81.9%)、事務所内外での面談等が 37 回(同 18.1%)でした。(表 3)

表3 (単位:回)

		談案件の	方 法					
相談種別	相詞	談回数	電	話	面詢	面談等		
	С	(c/b)	d	(d/c)	е	(e/c)		
子どもの相談	199	5.0	164	82.4%	35	17.6%		
男女平等の相談	5	5.0	3	60.0%	2	40.0%		
計	204	5.0	167	81.9%	37	18.1%		

ウ継続相談の時間

継続相談の1回にかかる時間は、30分未満が164回(全体に占める割合80.4%)、30分~60分未満が20回(同9.8%)、60分~90分未満が14回(同6.9%)、90分以上が6回(同2.9%)でした。(表4)

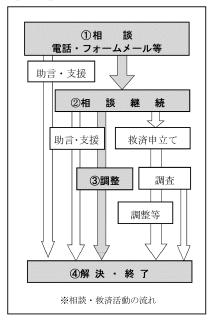
表4 (単位:回)

	継続相談の	送続相談の 時 間								
相談種別	延べ回数	30分未満		30-60分未満		60-90分未満		90分以上		
	С	g	g/c	h	h/c	i	i/c	j	j/c	
子どもの相談	199	161	80.9%	19	9.5%	13	6.5%	6	3.0%	
男女平等の相談	5	3	60.0%	1	20.0%	1	20.0%	0	0.0%	
計	204	164	80.4%	20	9.8%	14	6.9%	6	2.9%	

エ 継続相談及び調整活動

継続相談から救済の申立てに至ったものが子どもに関するものが2件、男女平等に関するものが1件ありましたが、救済の申立てを行わなくとも相談を重ねることにより、自ら解決していくケースがほとんどであり、継続相談も実質的な救済活動となっています。また、相談を継続する中で、必要に応じて関係機関等との調整活動を行っています。この調整活動でも、本人の力によって解決が図られるよう支援することを重視しています。こうした人権オンブズパーソンが行う調整活動について、令和4年度までの事案を、プライバシーに配慮し、事例として紹介します。

【事例】



〈主な活動概要〉

- ① 高校生から、相談の電話が入りました。内容は、本来当事者の意思に委ねられた任意の事項であるにもかかわらず、ある機関が半ば強制的に行おうとして困っているとのことでした。
- ② 相談者と面談し、詳細を確認し、人権オンブズパーソンとしてできることを説明したところ、人権オンブズパーソンに関わってもらいたいとのことでしたので、人権オンブズパーソンが間に入って簡易な調整をすることになりました。
- ③ 人権オンブズパーソンが関係機関に連絡し、事情を伝え、自己決定権の話をしました。その後、相談者は関係機関と話し合いをしました。
- ④ 人権オンブズパーソンが、その後の状況について、相談者に確認 したところ、対応が改善されたことが確認できたため、相談を終了 しました。

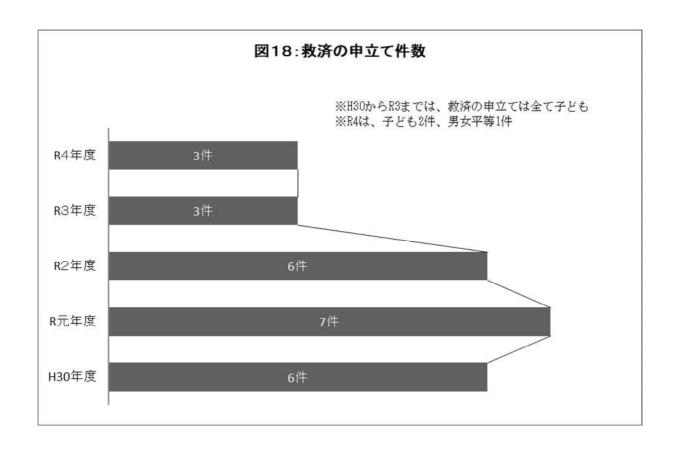
2 救済の概要

人権オンブズパーソンは、救済の申立てを受けると、権利を侵害されたと思われる者や関係機関等に対して調査を行い、必要に応じて調整を図るなどの救済活動を行っています。救済活動に当たっては、権利を侵害されたと思われる者の気持ちに寄り添い、十分に話を聴いて、問題点を共に整理していきます。また、関係者等からの資料提出や聴き取り、さらには現地訪問などにより、双方の意見や置かれている状況等について十分な調査を行います。そして、第三者的機関として公平に調査した結果をもとに、関係者間の調整を行って解決を目指します。

人権オンブズパーソンは、これらの調査・調整活動を通して、市民の人権の擁護者として、市民が 主体的に解決できるよう支援するとともに、公正な立場から適切に事案の解決に当たっています。

(1) 救済の申立て受付件数

令和4年度の救済の申立て受付件数は3件で、子どもに関するものが2件、男女平等に関する ものが1件でした。(図18)



(2) 救済の申立て内容

令和4年度に新規に受付した子どもの救済の申立て2件のうち、学校等の対応の問題に関する ものが1件、いじめに関するものが1件でした。男女平等の救済申立て1件の内容は、セクハラ に関するものでした。 (表5)

令和4年度に救済の申立てを受付した事案3件のうち、終了したものは2件、次年度へ継続したものは1件でした。

なお、前年度に受付けした救済の申立て事案3件のうち、令和4年度に継続した事案は2件で、 活動回数は24回で終了しました。

表5 (令和4年度 救済の申立て受付状況)

	種別	申立ての内容※	申立て・調査開始	終了	活動回数
1	子ども	学校等の対応の問題	令和4年7月	令和5年3月	60
2	子ども	いじめ	令和4年11月	令和5年1月	12
3	男女	セクハラ	令和5年3月	継続	10

[※]申立ての内容の分類は、受付時の申立て内容に基づいています。

ア 救済を申し立てた者

令和4年度に受付した救済の申立て事案のうち、申し立てた者については、本人が3件でした。

イ 権利を侵害されたと思われる者

令和4年度に受付した救済の申立て事案のうち、子どもの権利を侵害されたと思われる者の年代は、中学生が1件、高校生が1件でした。男女平等に関わる権利を侵害されたと思われる者の年代は20歳代でした。

(3) 救済活動の状況

令和4年度及び前年度以前から継続していた事案 (3件) を含めた6件に対して、令和4年度の救済活動の回数は、合計で141回ありました。活動方法では、電話等によるものは116回、面談等のうち事務所内での面談が14回、学校等現地を訪問しての活動が11回でした。また、1回当たりの活動時間は、30分未満が75.2%を占めています。(表6)

表6 (単位:回)

事案 活動 件数 回数		方 法				時 間			
			炎 等	30分			90~120分	120分	
	1130	电前守	事務所内	訪問	未満	未満	未満	未満	以上
c lit-	6件 141	116	14	11	106	18	12	2	3
014		82.3%	9.9%	7.8%	75.2%	12.8%	8.5%	1.4%	2.1%

3 発意調査の概要

人権オンブズパーソンは、救済の申立てがなくても市民等が人権侵害を受けていると認めるときには、自らの発意に基づき調査・調整を行うことができます(川崎市人権オンブズパーソン条例第 16条)。人権オンブズパーソンは、各関係機関等に説明や資料提供を求め事実関係の確認を行い、これら関係機関等との連携・協力のもと問題解決を図っていきます。令和4年度は、新規の調査はありませんでした。

発意調査は、内容により進め方が異なりますが、発意調査の活動を理解していただくために、令和2年度までの発意調査の事案を、プライバシーに配慮し紹介します。

.....

【事例】

中学校のあるクラスにおいて、教師が児童に対して不適切な指導を行い、その件についての学校の対 応も適切でないとの情報が入りました。

そこで、人権オンブズパーソンは、本件について発意調査を行うことを決め、当該教師を含む中学校の関係教師及び教育委員会の区・教育担当からのヒアリング、当該クラスの児童に対するアンケート調査及び個別のヒアリング調査を実施しました。

調査の結果、生徒の多くが当該教師の発言をその字義どおり受け取ったことが判明した一方で、当該 教師が字義どおりの意味で発言、指導を行ったと明確に断定することはできませんでした。

もっとも、その指導がなされた際の客観的な状況からすれば、生徒たちが当該教師の発言をその字義 どおりに受け取ることもやむを得ないと判断でき、その意味で当該教師の意図はどうあれ、本件の指導 は不適切であるということが確認できました。

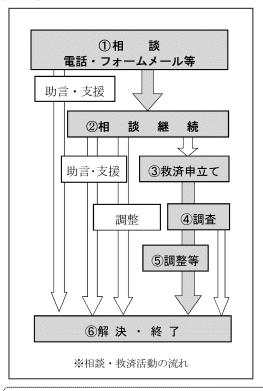
そこで、人権オンブズパーソンは、中学校に対して、児童の受け取り方を否定するのではなく、そのように受け取った児童の心情に寄り添った対応をすることを求めました。

その結果、学校及び教師に対する生徒やその保護者の信頼が回復されたことを確認したので、調査を 終了しました。

4 救済活動の様子

救済活動は、申立て事案の内容により進め方が異なりますが、実際の救済活動を理解していただく ために、活動の様子を紹介します。なお、プライバシー保護のため、内容を一部加工しています。

【事例】



〈主な活動概要〉

- ① 中学校の生徒から、相談の電話が入りました。学校生活の授業に関することで、自分の望まない対応がなされることがあり、学校生活がつらいということでした。
- ② 詳しく話を聞くため、人権オンブズパーソンが、生徒と直接会って話を聞いたところ、本人と先生で話をすることもあるが、学校は本人の言い分を十分に取り合ってくれないとのことで、学習意欲がわかなくなってきているとのことでした。
- ②の 2 人権オンブズパーソンができること等を生徒に 説明したところ、生徒は、自分や保護者が話をしても 学校にわかってもらえないので、人権オンブズパーソ ンに関わってもらいたいとのことでした。
- ②の3 生徒が、自分の保護者からの話も聞いてほしいという申出をしてきたため、保護者にも来所してもらい、話を聞いたところ、保護者も「学校生活については、本人の意思を尊重してほしい」との意向でした。
- ③ 後日、生徒から郵送で「救済の申立て」の書類が届きました。
- ④ 人権オンブズパーソンは、生徒からの申立てがあったことを、教育委員会を通じて学校に伝え、経緯等を確認するため、学校に対して文書による事実調査を行いました。また、文書による調査だけではわからないこともあるので、学校関係者のヒアリング調査も行いました。
- ⑤ 調査の結果、当該生徒に必要な配慮について、本人の思いと学校の思いの間にズレがあることがわかりました。これらを申立人である生徒に伝え、それらを踏まえた上で、生徒自身はどうしたいかを確認し、調整活動に入りました。
- ⑤の2 学校側は、生徒にとっての最善の利益と思って対応していたが、生徒にとってはそうではなく、それについて生徒側との意思疎通が十分に図れていなかったことがわかったとのことでした。そこで、改めて今後の対応を生徒と話し合うとのことでした。
- ⑤の3 学校と生徒側が話し合いを重ねたところ、生徒は自らの目標に向かって意欲的に学習にも取り組めるようになってきたとのことでした。
- ⑥ 人権オンブズパーソンは、その後もしばらく状況を見守りしていたところ、生徒は安定した学校生活を送っているということが確認できたため、今後の見守りを学校にお願いして終了としました。

(参考) 事例に使用した事案のうち、主たる事案の活動回数

面接相談(申立人・家族等) 3回

電話相談(申立人) 4回

調査・調整(関係機関、学校等) 6回

調査・調整(申立人・家族等) 4回

その他軽易な電話連絡 9回

救済活動では、本人の気持ちに寄り添いながら、申立て事由に関する実態調査を行います。

その後、調査結果をもとに関係者等との面談、事案発生場所への訪問などを積み重ね、申立ての 原因となった事項を客観的に把握するよう努め、同時に、多方面から問題にアプローチしていき、 中立かつ公正な立場で課題整理を行います。

特に事例で紹介した事案においては、学校側が人権オンブズパーソンの活動を理解し、当該生徒を含めた全ての子どものためにとして、子どもに寄り添った提案がありました。

とりわけ子どもに関しては、子ども自身がその思いや事柄を的確に表現することが難しい場合もあり、言葉に込められた真意をさまざまな方法で確かめながら、子どもにとって最もよい解決策を見出すため、本人や関係者、関係機関等との合意形成を慎重に行っています。解決の方向が見えた後も、一定期間、子どもや子どもを囲む環境の変化等の様子を見守り、安心できる状況が確認できたところで調査・調整活動を終了しています。

5 広報・啓発等

(1) 人権オンブズパーソン子ども教室

人権オンブズパーソン子ども教室では、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校や児童養護施設等に出向き、人権や相談事例について、広報啓発 DVD や PR 動画等を活用して説明し、直接子どもたちに人権の大切さや人権オンブズパーソンが安心して相談できる機関であることを話しています。

令和4年度は、小学校8校(内1校は中止)、中学校4校、児童養護施設等3施設で実施し、全体で延べ2,021人が参加しました。また、人権オンブズパーソンから、子どもの権利やSNSでの誹謗中傷、いじめについての講演があり、御幸中学校においては、ヴァイオリニストで、川崎市市民文化大使でもある大谷康子さんによる講話と演奏が行われました。

ア 実施状況

	学校名	実施日時	対 象	参加人数(人)
1	西菅小学校	6月16日(木)13:30~14:15	5年生 2クラス	38
2	南野川小学校	6月29日(水)13:25~14:10	5年生 2クラス	中止 ※1
3	南百合丘小学校	7月 4日(月)14:20~15:05	5年生 4クラス	126
4	末長小学校	9月12日(月)14:20~15:05	5年生 5クラス	178
5	四谷小学校	9月16日(金)13:35~14:20	4年生 2クラス	55
6	日吉小学校	10月 6日(木)13:30~14:15	6年生 5クラス	177
7	小田小学校	11月10日(木)13:40~14:25	5年生 3クラス	83
8	宮内小学校	11月17日(木)13:40~14:25	3年生 5クラス	145
	小学校 8校(うち1	校は中止)	26クラス	802
1	白鳥中学校	8月30日(火)13:40~15:30	3年生 6クラス	195
2	御幸中学校	11月15日(火)13:10~14:50	1・2年生 15クラス	499
3	南大師中学校	11月16日(水)14:30~15:20	全校生徒	295
4	向丘中学校	11月18日(金)14:30~15:20	1年生 6クラス	175
	中学校 4校		41クラス	1,164
	施設名	実 施 日 時	対 象	参加人数(人)
1	川崎こども 心理ケアセンターかなで	10月15日(土)15:00~16:30	小5~高校	11
2	新日本学園	10月17日(月)18:30~20:00	小4~高校	27
3	白山愛児園	10月26日(水)18:30~20:00	小5~高校	17
	児童養護施設等 3	施設		55

※1 会場(体育館)が高温のため中止



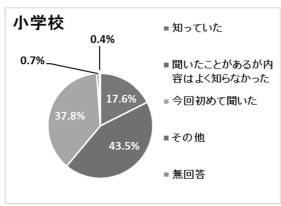
〇人権オンブズパーソンによる中学校での「子ども教室」

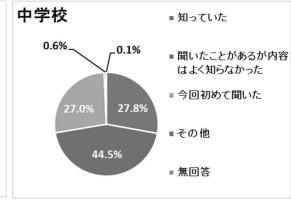


○専門調査員による小学校での「子ども教室」

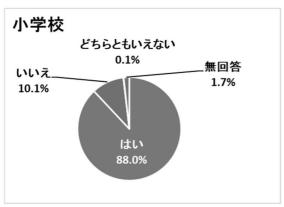
イ アンケート実施結果

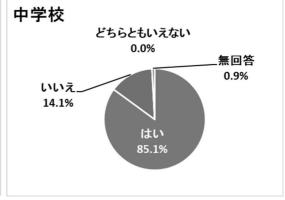
〇これまでに、人権オンブズソン(又は「子どもあんしんダイヤル」)を知っていましたか?



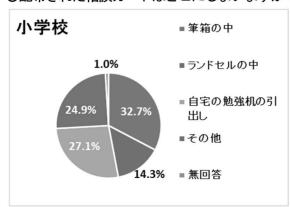


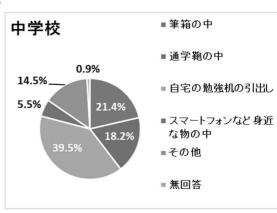
〇大人で相談できる人はいますか?





〇配布された相談カードはどこにしまいますか?





○主な感想 (原文のまま載せています。)

小学校

学校に調査に来てくれるところなどが良いと思った。周りにひみつにしてくれるから信頼できると思った。

人権オンブズパーソンは知ってはいたけれど、くわしくは知らなかったから、今日くわしく知れてよかったです。なにかあった時は、気がるにそうだんしていいと知ったので、なにかあった時は、そうだんしてみようと思いました。

相談したいことがいっぱいあります。なので「人けんオンブズパーソン」の人たちにこれからも相談したいことがあったら、相談したいと思いました。

お父さんお母さんいがいにもそうだんしてくれる人がいてあんしんしてでんわできてあんしんできました。

子どもの権利条例があることをはじめて知りました。 7 こあってどれも大切だと思い、印象にのこりました。そうだんはむりょうで、こうしゅうでんわでもお金がもどってきて、名前もいわなくてよかったらきがるにそうだんできると思いました。

中学校

SNSを利用するうえで、いろいろな勘違いからトラブルがうまれることが多いと思います。 自分の発する言葉は、相手にどう伝わるのか、しっかり考えて利用したいと改めて思いました。 子どもの権利条例について、名前は聞いたことはあったけど、内容を知ったのははじめてでした。説明はわかりやすかったです。特にVTRでの再現は状況や、相談者の気持ちが理解しやすくて、分かりやすかったです。私も困った時には相談してみようと思いました。また、自分が傷つける側にならないよう、言動には気をつけたいです。

人権は空気と同じようなものと言われて印象に残りました。よく考えると空気と人権は似ているところがたくさんあり、空気は生きていくために必要なものなので、人権の大切さがよく分かりました。

学校内のいじめの話が印象的だった。身近な出来事でいつ起こってもおかしくないことで、いじめをやられたくもないし、やって自分が悪くなるのも嫌だから日頃の生活をあらためたいと思った。

私は、人に悩みを相談することがとても苦手ですが、人に悩みを相談することは大切なことなのだと改めて感じました。話の中でLGBTQについてありましたが、私たちが理解していく必要があるのだと思いました。とても分かりやすかったです。ありがとうございました。

(2) 高校生を対象とした人権学習(デートDV予防講座)

DV予防、子どもの権利の尊重及び人権オンブズパーソン制度の周知を目的として、高校生を対象に川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)と協働でワークショップを実施しました。

○ 市立橘高校 (定時制)

日時:令和4年 9月30日(金) 18:00~19:00 定時制課程1~4年生 85名

○ 市立高津高校(全日制)

日時:令和4年11月24日(木)13:30~14:15 3年生 249名

○ 市立高津高校(定時制)

日時:令和5年 1月25日(水) 19:30~20:40 定時制課程1年生 22名

(3) 広報活動

ア 相談カード等の配布、市政だよりへの掲載

○相談カード (70,000 枚)、パンフレット (140,000 枚) 市内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、外国人学校を通して園児や 児童・生徒に配布するとともに、こども文化センター等でも配布



○子どもあんしんダイヤルを記載した「相談カード」

○市政だより7月号(運営状況の報告)11月号(子どもあんしんダイヤル)







Oパンフレット

イ 映像、Web 等での広報

- ○YouTube での15秒PR動画及び中学生向けPR動画の配信
- ○15 秒 P R動画は、区役所ロビー等の広報用モニター、アゼリアビジョンで放映。令和2年度から、「かわさき人権フェア」でも放映



〇中学生向けPR動画



○「子どもあんしんダイヤル」を周知する15秒のPR動画

ウ 啓発パネル等の掲出

○市広報コーナー (アゼリア)、区役所ロビー等(6区)での啓発 パネル等の掲出



〇市広報コーナーでのパネル展

エ その他

- ○関係団体等への周知活動
- ○講師としての活動
 - ・川崎市教育委員会新任校長研修(池宗代表人権オンブズパーソン)
- ○イベントでの展示等
 - ・すくらむまつり、かわさき区子育てフェスタ、 みんなで子育てフェアさいわい、なかはら子ども 未来フェスタ、高津区こども・子育てフェスタ、 みやまえ子育てフェスタ、たまたま子育てまつり、 あさお子育てフェスタ
 - ・令和2年度から、「川崎市成人の日を祝うつどい」 (令和4年度から「川崎市二十歳を祝うつどい」に変更) で大﨑人権オンブズパーソンからの祝辞を放映



〇イベントでの展示

- ○報道機関からの取材
 - ・人権オンブズパーソン子ども教室に関する記事(タウンニュース)

6 その他

(1) 人権オンブズパーソン会議等の開催

○人権オンブズパーソン会議(12回)及び事例検討会(11回)

(2) 研修等への参加

- ○神奈川県立かながわ子ども・若者総合相談センター主催 相談員研修
- ○神奈川県立かながわ男女共同参画センター主催 市町村拡大事例検討会
- ○神奈川人権センター主催 人権学校
- ○川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室主催

DV被害者支援の精神科医療に関するスーパーバイズ研修 DV防止・被害者支援基本計画研修

(3) 連携会議等への出席

- ○川崎市人権·男女共同参画推進連絡会議幹事会
- ○川崎市男女共同参画推進員連絡調整会議
- ○川崎市要保護児童対策地域協議会代表者会議
- ○川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会
- ○川崎市DV被害者支援対策推進会議DV被害者相談支援部会
- ○川崎市いじめ防止対策連絡協議会

(4) 情報交換等

- ○行政視察等への対応(さいたま市議会、相模原市こども・若者未来局、愛知県立大学大学院)
- ○市内市民活動団体(かわさきチャイルドライン、CAP かわさき、認定 NPO 法人エンパワメントかながわ)との情報交換会
- ○川崎市人権擁護委員協議会との意見交換会(資料配布のみ)
- ○川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)との意見交換会
- ○川崎市教育長との懇談、川崎市立小学校校長会長との懇談、川崎市立中学校校長会長との懇談

子どもの人権について専門調査員として思うこと

川崎市人権オンブズパーソンでは、主に子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害に関する相談対応等を行っています。人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人が人として社会の中で自由に考え、行動し、幸福に暮らせる権利です。一方、オンブズパーソンとは、語源的にはスウェーデン語で「市民に代わって権利を擁護する代理人・代弁者」のことを言います。

川崎市人権オンブズパーソンには、市長が議会の同意を得て委嘱した2名の人権オンブズパーソン (以下「パーソン」という。)が在籍し、管轄する事項に関する相談について、調査や調整活動、是正要請等を行っています。人権というととても限定された内容にも感じられますが、子どもがいじめや差別のない環境で学校に通うことも人権ですし、心身を傷つけられずに生活をすることも人権です。

これまで、私は川崎市人権オンブズパーソン専門調査員として様々な相談を受け、定期的に市内の小中学校や児童関連施設を訪問し、「川崎市子どもの権利に関する条例」について紹介してきました。条例によって規定された7つの権利には、1 安心して生きる権利、2 ありのままの自分でいる権利、3 自分を守り、守られる権利、4 自分を豊かにし、力づけられる権利、5 自分で決める権利、6 参加する権利、7 個別の必要に応じて支援を受ける権利があります。私たち専門調査員が相談を受けた際には、個々の悩みとなっている環境が改善されるための道筋を思考しつつ相談者の話に傾聴し、適宜パーソンに報告します。そしてパーソンの指示に従って、相談者の悩みに関わる関係者や関係機関、学校等とコンタクトを図り、状況の改善に向けた活動を進めていきます。多くの人が何かしらの悩みや不安を抱えて生活していると思いますが、相談者にとって、自分の悩みを相談することも一つの勇気ある試みであり、誰もができることではありません。特に家族や学校や友人以外では他者とのコミュニケーションの場が少ない子どもの世代では、自分の悩みを知らない人に話すことで、何がどのように解消されていくのかを想像することも難しいかもしれません。私たち相談員は、それでもつらいとき、困っている時に相談してくれた相談者の勇気と信頼に、全力で応えたいと思っています。

私が受けた相談の中に、電話が繋がってもなかなか話し出すことができず、声を出せても悩みの内容をうまく言葉にできない小学生がいました。時間をかけて伝えてくれた内容は、クラスで嫌なことがあり、学校に行きたくないというものでした。またその悩みについて、自分が相談したということは親にも担任の先生にも友だちにもわからないようにしてほしいという希望がありました。人権オンブズパーソンで相談を受ける際には、原則として匿名での相談も可能です。その後、人権オンブズパーソンは子どもの意向を尊重しつつ学校側と調整し、学校で丁寧な調査と対応を行っていただくことで相談者の不安は解決されました。またその過程の中で、嫌なことをする子どもにも、そのような心情となる背景があることも見えてきました。学校では「困った子」ではなく「困っている子」という観点から、相談者だけでなく相手児童の環境も配慮した対応をしていくこととなりました。この相談を受けて以降、私は友だちに嫌なことをしてしまう子どもにも、他者を信頼して自分の気持ちを伝えてほしいと強く願っています。また人権オンブズパーソンの活動内容と繋がり方について、より活発に発信して知っていただけるよう努力したいと思っています。

今年の4月にはこども家庭庁が発足し、子どもに関する政策の決定過程においては、子どもの意見 が反映されるよう検討されています。また、改正児童福祉法により、"子どもの権利擁護"の環境整 備として、子どもに自分が持っている権利について気づかせる「権利意識の形成」と、自分の権利に ついての「意見表明」をサポートすることが、都道府県等の努力義務として位置付けられています。 具体的な例として、子どもの意見を「代弁」することが、「アドボカシー」という言葉で推奨されて います。アドボカシーの一例として、心理的、発達的または環境的な要因等で子どもが自分の意見を 表明できない時に、子どもの話を丁寧に聴いて、代わりに伝えたい人や組織に伝えていくというサポ ートが考えられます。また子どもが自分で意見を伝えたいと望む際には、子どもの意見を大人がその まま代弁するのではなく、それぞれの子どもが自分の権利について思考し、望んだことを子ども自身 が表明できるようにサポートすることも大切になってきます。しかしながら、表明した結果が常に子 どもの希望したとおりになるとは限りません。以前、ある施設を訪問して子どもの権利について紹介 した際に、「自分が希望することはすべて権利になるのですか?」という質問がありました。 誰にも 権利は与えられていますが、自分の権利の線引きと他者の権利の線引きはとても難しい問題です。児 童養護施設等に暮らす子どもにとっては、施設内のルールと自分の希望との相違もあるでしょう。私 はこのような質問を受けると、子どもの権利条約で「子どもの意見の尊重」と共に4つの原則として 挙げられている、「子どもの最善の利益」「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」に立ち 返ります。子どもの最善の利益とは、単に個人の希望を叶えることではありません。時に他者の権利 と相反し、時に集団全体にとっての最善の利益が、道理的に優先されることもあります。また子ども の安全を守るために、心身の自由が一時的に制限されることもあるでしょう。 私たち大人には、そ のような結果になったときにも、子どもが心から理解して前に進めるように、伝える力も求められて います。また子どもにも、そういった合理性を理解する力が備わっています。自分には自分の考えを 主張する権利があると知って表明し、それについて大人が真摯に対応するのであれば、きっと子ども たちはその過程に自信を持ち、正しく権利を主張するようになると感じています。私も子どもが自分 の権利を主張するだけでなく、他者の権利についても配慮して尊重し、時には議論しながら次の時代 を築いていけるように、川崎市人権オンブズパーソン専門調査員として、子どもと並走して考えてい きたいと思います。

川崎市人権オンブズパーソン 専門調査員 大森 賀乃

Ⅱ 参考資料

1 年度別統計表

本統計表の分類は相談受付時の訴えに基づいています。また、受付時に複数の訴えがある場合、主たる訴えをもって1件としています。単位はすべて「件」です。

相談受付件数

年度	子ども	男女平等	その他	合計
H14年5月 ~ H23年3月	1, 962	773	853	3, 588
H23 年度	200	77	88	365
H24 年度	256	56	61	373
H25 年度	161	61	27	249
H26 年度	138	60	30	228
H27 年度	171	52	44	267
H28 年度	118	29	35	182
H29 年度	110	32	60	202
H30 年度	135	17	45	197
R 元年度	118	18	76	212
R2年度	90	20	31	141
R3年度	89	27	38	154
R4年度	78	20	20	118
累計	3, 626	1, 242	1, 408	6, 276

救済申立て及び発意調査総件数

	2	救済申立て		発意
年度	子ども	男女平等	合計	調査
H14年5月 ~ H23年3月	106	17	123	5
H23 年度	9	0	9	0
H24 年度	11	0	11	0
H25 年度	7	0	7	1
H26 年度	5	0	5	2
H27 年度	3	0	3	1
H28 年度	6	0	6	2
H29 年度	13	0	13	0
H30 年度	6	0	6	4
R 元年度	7	0	7	1
R2年度	6	0	6	1
R3年度	3	0	3	0
R4年度	2	1	3	0
累計	184	18	202	17

(注)「発意調査」はすべて子どもの案件で調査開始年度

(1) 子どもの相談

子どもの相談 相談内容

年度	いじめ	学校等の対 応の問題	虐待	体罰	セクハラ	差別	その他	権利侵害がない と思われる相談	合計
H14年5月 ~ H23年3月	609	274	133	49	45	11	273	568	1, 962
H23 年度	46	37	10	1	1	1	19	85	200
H24 年度	60	37	11	4	2	0	11	131	256
H25 年度	42	17	4	4	3	0	6	85	161
H26 年度	30	32	12	2	2	0	7	53	138
H27 年度	47	31	15	4	1	1	15	57	171
H28 年度	36	21	6	3	0	0	18	34	118
H29 年度	21	33	8	5	1	1	5	36	110
H30 年度	26	35	3	7	1	0	4	59	135
R 元年度	34	20	11	2	1	1	13	36	118
R2年度	16	16	8	3	1	2	8	36	90
R3年度	23	16	10	1	2	4	2	31	89
R4年度	18	19	6	0	0	1	7	27	78

子どもの相談 相談者

年度	本人	母	父	祖父母	近隣	学校関係者	その他	合計
H14年5月~ H23年3月	962	742	65	40	26	13	116	1, 962
H23 年度	99	84	6	5	3	0	3	200
H24 年度	143	84	8	5	4	1	11	256
H25 年度	78	65	6	3	2	1	6	161
H26 年度	64	59	4	3	1	1	6	138
H27 年度	79	65	9	5	0	0	13	171
H28 年度	70	31	7	2	2	1	5	118
H29 年度	55	40	7	2	1	0	5	110
H30 年度	64	51	7	6	3	0	4	135
R 元年度	68	32	7	2	4	0	5	118
R2年度	48	30	4	0	2	0	6	90
R3年度	38	37	9	1	1	0	3	89
R4年度	37	26	11	2	0	0	2	78

子どもの相談 相談の対象となった子どもの年代

年度	3 歳未満	3~就学前	小学 1-3	小学 4-6	中学生	高校生	不明	合計
H14年5月~ H23年3月	32	90	421	574	95	187	152	1, 962
H23 年度	1	10	38	70	57	18	6	200
H24 年度	2	5	44	91	76	20	18	256
H25 年度	1	5	35	49	43	20	8	161
H26 年度	0	13	27	49	28	16	5	138
H27 年度	2	10	41	45	43	22	8	171
H28 年度	1	5	29	35	24	16	8	118
H29 年度	1	3	19	33	32	18	4	110
H30 年度	0	13	21	37	34	17	13	135
R 元年度	0	3	31	46	24	8	6	118
R2年度	2	5	20	30	12	16	5	90
R3年度	2	2	30	26	18	8	3	89
R4年度	2	4	17	28	15	8	4	78

子どもの相談 権利を侵害したと思われる者

年度	父	母	祖父母	兄弟姉妹	親族	学校関係者	施設関係者	友人・クラ スメート	その他	合計
H14年5月~ H23年3月	63	101	3	16	3	308	65	609	226	1, 394
H23 年度	9	7	0	0	0	33	9	46	11	115
H24 年度	7	6	0	0	0	39	2	62	9	125
H25 年度	5	2	0	0	0	16	2	42	9	76
H26 年度	8	5	1	0	0	22	13	30	6	85
H27 年度	8	10	0	1	0	30	5	51	9	114
H28 年度	2	6	1	2	0	19	4	42	8	84
H29 年度	6	3	0	0	0	33	4	25	3	74
H30 年度	2	1	0	0	0	27	15	27	4	76
R 元年度	7	6	0	1	0	20	5	34	9	82
R2年度	3	7	0	1	0	15	3	18	7	54
R3年度	6	5	0	0	0	13	2	23	9	58
R4年度	3	5	0	0	0	13	7	20	3	51

注 「権利侵害がないと思われる相談」を除いた件数の内訳です。

(2) 男女平等の相談

男女平等の相談 相談内容

年度	DV	セクハラ	ストーカー	労働問題	その他	合計
H14年5月~ H23年3月	431	69	39	20	214	773
H23 年度	57	4	1	1	14	77
H24 年度	34	5	2	0	15	56
H25 年度	49	0	0	0	12	61
H26 年度	45	5	0	0	10	60
H27 年度	30	4	2	0	16	52
H28 年度	25	1	1	0	2	29
H29 年度	24	3	1	0	4	32
H30 年度	14	2	1	0	0	17
R 元年度	13	0	1	0	4	18
R2年度	14	3	1	0	2	20
R3年度	22	2	1	0	2	27
R4年度	12	3	1	0	4	20

男女平等の相談 相談者

年度	本人	配偶者	母	同僚	その他	合計
H14年5月~ H23年3月	652	17	21	3	80	773
H23 年度	66	0	2	0	9	77
H24 年度	47	3	0	0	6	56
H25 年度	52	4	0	0	5	61
H26 年度	55	1	0	2	2	60
H27 年度	46	0	2	0	4	52
H28 年度	26	0	0	1	2	29
H29 年度	28	0	0	0	4	32
H30 年度	14	0	1	0	2	17
R 元年度	16	0	0	0	2	18
R2年度	15	0	2	1	2	20
R3年度	25	1	0	0	1	27
R4年度	19	0	0	0	1	20

男女平等の相談 相談の対象となった者の年代

年度	20 歳未満	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60 歳以上	不明	合計
H14年5月~ H23年3月	15	68	175	120	84	49	262	773
H23 年度	1	4	15	11	9	6	31	77
H24 年度	0	3	13	11	3	7	19	56
H25 年度	0	5	10	7	20	3	16	61
H26 年度	1	1	6	4	18	2	28	60
H27 年度	1	0	6	6	6	11	22	52
H28 年度	0	1	3	5	3	4	13	29
H29 年度	0	0	2	2	3	2	23	32
H30 年度	0	1	1	0	1	2	12	17
R 元年度	0	0	3	1	4	3	7	18
R2年度	0	4	2	1	3	2	8	20
R3年度	0	2	0	2	3	7	13	27
R4年度	0	1	1	1	6	1	10	20

男女平等の相談 人権を侵害したと思われる者

年度	父	母	夫 (元夫)	妻 (元妻)	恋人 (元恋人)	親族	同僚	雇用主・ 上司	知人	その他	合計
H14年5月 ~ H23年3月	16	2	537	31	44	8	9	48	13	65	773
H23 年度	0	0	62	1	6	0	1	3	0	4	77
H24 年度	0	0	45	0	4	0	0	1	0	6	56
H25 年度	0	1	48	4	6	0	0	0	1	1	61
H26 年度	0	0	49	2	4	0	2	1	2	0	60
H27 年度	0	0	36	1	3	0	2	2	2	6	52
H28 年度	0	0	25	1	1	0	1	1	0	0	29
H29 年度	0	0	22	2	3	0	0	1	2	2	32
H30 年度	0	0	12	1	1	0	0	2	1	0	17
R 元年度	0	1	12	0	1	0	0	0	0	4	18
R2年度	1	0	11	1	3	0	1	1	0	2	20
R3年度	0	0	20	1	2	0	0	0	1	3	27
R4年度	0	0	13	2	0	0	2	0	0	3	20

(3) その他相談の内容

年度	家族 関係	近隣 関係	金銭	高齢者 関係	障害 関係	医療 関係	労働 関係	その他	合計
H14年5月 ~ H23年3月	139	93	33	18	9	11	_	550	853
H23 年度	16	15	2	3	11	5	_	36	88
H24 年度	9	7	1	2	6	1	3	32	61
H25 年度	11	1	0	0	3	1	5	6	27
H26 年度	9	0	0	1	1	0	6	13	30
H27 年度	13	4	0	0	1	1	3	22	44
H28 年度	9	3	0	0	7	3	2	11	35
H29 年度	13	2	0	1	2	1	4	37	60
H30 年度	13	0	0	2	3	0	3	24	45
R 元年度	15	4	1	3	8	3	7	35	76
R2年度	9	2	2	1	1	1	3	12	31
R3年度	16	4	0	3	4	1	1	9	38
R4年度	5	0	2	1	0	1	2	9	20

注 平成23年度までの「労働関係」は「その他」に含まれます。

2 制度の概要

(1) 人権オンブズパーソン制度の役割と意義

川崎市では、すべての市民が等しく人間として尊重されることをあらゆる施策の基本として総合的な人権施策を推進していますが、その中で、平成12(2000)年12月に「川崎市子どもの権利に関する条例」が、そして平成13(2001)年6月には「男女平等かわさき条例」が制定されました。

そして、これらの条例の策定にあわせて人権の侵害に関する救済制度の検討が行われ、平成 13 (2001) 年6月、子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権侵害からの救済を目的とした「川崎市人権オンブズパーソン条例」が制定され、平成 14 (2002) 年5月から相談・救済活動を行う「川崎市人権オンブズパーソン制度」の運用を開始しました。

そして、人権救済機能を効率的で実効性あるものとするため、市政に関する苦情を処理し、開かれた市政の推進を図ることを目的とした「川崎市市民オンブズマン制度」(平成2 (1990) 年 11 月発足) との間で、機能の分担と連携を図っています。

川崎市人権オンブズパーソン制度は、市民が人権の侵害に関する相談及び救済申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができ、また、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権侵害からの救済が図られることにより、人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的としています。

人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行するために、市の附属機関ですがその独立性が担保されています。そして、人権の侵害に関する相談に当たっては、相談者が主体的な解決を図れるよう助言・支援し、また、人権侵害からの救済に当たっては、市民の理解と相互の協調の下に調整等の非権力的手法を用いて事案の解決に当たっています。

人権問題は内容が多種多様であることから、事案ごとに問題の背景を探り、複雑に絡み合った 関係を一つずつ丁寧に解きほぐしながら解決していくことが、人権が尊重される地域社会づくり につながるものと考え活動しています。しかし、事案によっては一定の権力的な手法でなければ 解決できにくいものや、他の機関に委ねた方が良いものもあることから、児童相談所や警察等の 関係機関と十分な連携を図りながら解決を目指しています。

(2) 人権オンブズパーソンの体制

○ 人権オンブズパーソン 代表 池宗 佳名子 (弁護士、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から) ※ 2 期目

飛田 桂 (弁護士、令和5(2023)年4月1日から)

○ 専門調査員 4名

市民等からの相談を直接受けて、人権侵害の状況や問題点の把握に努めるなど、人権オンブズパーソンの活動を補佐します。

○ 事務局職員 4名 (常勤職員3名、会計年度任用職員1名)

(3) 相談及び救済の申立ての方法

相談は電話による受付が主ですが、書面(フォームメールなど)の方法でも受け付けます。相談の内容により予約をして面談を行います。

救済の申立ての受付は、原則として申立書に救済の申立ての概要、氏名、住所、連絡先などを 記入していただきます。費用は無料です。

○ 受付曜日と時間 月・水・金 午後1時~午後7時 (休日・年末年始は除きます。)十: 午前9時~午後3時

○ 電話番号

子どもの権利の侵害 電話 044-813-3110

子どもあんしんダイヤル(子ども専用、無料)0120-813-887

男女平等にかかわる人権侵害 電話 044-813-3111

○ フォームメールによる相談の予約

川崎市の公式ホームページから「人権オンブズパーソン相談受付のお知らせ」にアクセスし、「フォームメール (川崎市人権オンブズパーソンインターネット相談受付)」を開いて入力してください。相談を希望された曜日、時間帯に、専門調査員が電話で連絡します。

(4) 問合せ先

川崎市市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当

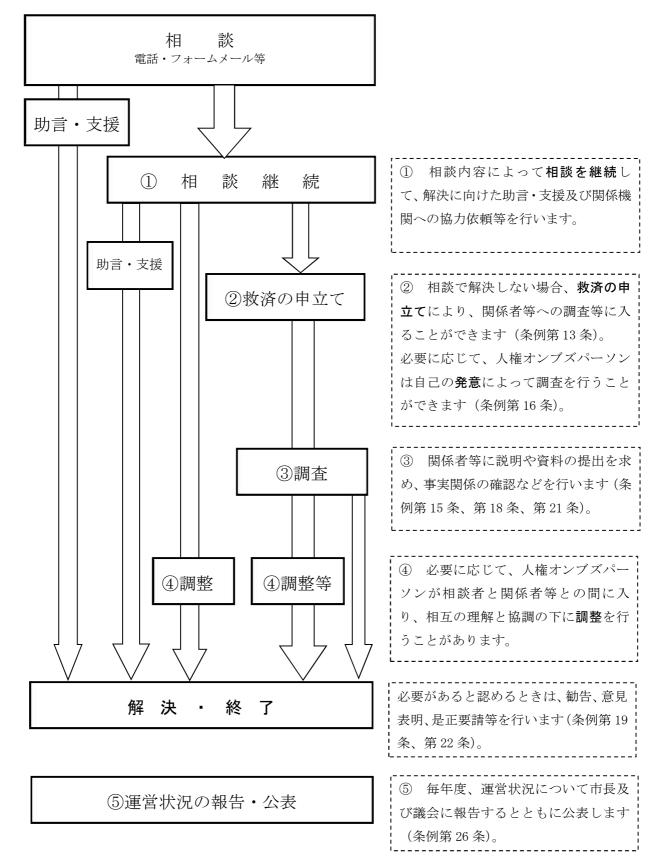
電話 044-813-3112 FAX 044-813-3101

川崎市人権オンブズパーソン

検索



(5) 相談・救済活動の流れ



(注)条例:川崎市人権オンブズパーソン条例

川崎市人権オンブズパーソン条例

平成13年6月29日 条 例 第 19号

目次

第1章 総則(第1条~第3条)

第2章 責務(第4条~第7条)

第3章 人権オンブズパーソンの組織等(第8条〜第11 条)

第4章 相談及び救済

第1節 相談(第12条)

第2節 救済の申立て(第13条・第14条)

第3節 調査の実施等(第15条~第17条)

第4節 市の機関に対する調査等(第18条~第20条)

第5節 市の機関以外のものに対する調査等(第21 条・第22条)

第6節 個人情報等の保護(第23条)

第7節 人権に関する課題についての意見公表(第24 条)

第5章 補則(第25条~第27条)

附則

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的として、本市に川崎市人権オンブズパーソン(以下「人権オンブズパーソン」という。)を置く。

(管轄)

- **第2条** 人権オンブズパーソンの管轄は、次に掲げる人権の侵害(以下「人権侵害」という。)に関する事項とする。
 - (1) 子ども(川崎市子どもの権利に関する条例(平成12 年川崎市条例第72号)第2条第1号に規定する子ども をいう。)の権利の侵害
 - (2) 男女平等にかかわる人権の侵害(男女平等かわさき条例(平成13年川崎市条例第14号)第6条に規定する男女平等にかかわる人権の侵害をいう。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、 人権オンブズパーソンの管轄としない。
 - (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事

項

- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事項
- (3) 川崎市市民オンブズマン(以下「市民オンブズマン」という。)に苦情を申し立てた事項
- (4) 人権オンブズパーソン又は市民オンブズマンの行 為に関する事項

(人権オンブズパーソンの職務)

第3条 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に 基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (5) 人権に関する課題について意見を公表すること。

第2章 責務

(人権オンブズパーソンの責務)

- **第4条** 人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 2 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市民オンブズマンその他市の機関、関係機関、関係団体等と有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 3 人権オンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを 行った者に不利益が生じないように、当該相談又は救 済の申立てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂 行しなければならない。
- 4 人権オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的 目的のために利用してはならない。

(市の機関の責務)

- **第5条** 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行 に関し、その独立性を尊重しなければならない。
- 2 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。 (市民の青務)
- **第6条** 市民は、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなけ

ればならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

第3章 人権オンブズパーソンの組織等

(人権オンブズパーソンの組織等)

- **第8条** 人権オンブズパーソンの定数は2人とし、そのうち1人を代表人権オンブズパーソンとする。
- 2 人権オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、第2条第1項に規定する人権オンブズパーソンの管轄を踏まえて、市長が議会の同意を得て委嘱する。
- 3 人権オンブズパーソンは、任期を3年とし、1期に限り 再任されることができる。
- 4 人権オンブズパーソンは、別に定めるところにより、 相当額の報酬を受ける。

(秘密を守る義務)

第9条 人権オンブズパーソンは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第10条 市長は、人権オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他人権オンブズパーソンたるにふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

(兼職等の禁止)

- 第11条 人権オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは 参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又 は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができな い。
- 2 人権オンブズパーソンは、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。
- 3 人権オンブズパーソンは、前2項に定めるもののほか、 公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼 ねることができない。

第4章 相談及び救済 第1節 相談

(相談)

第12条 何人も、市民等(市の区域内に住所を有する者、 在勤する者又は在学する者その他市に関係ある者とし

- て規則で定める者をいう。以下同じ。)の人権侵害に関する事項について、人権オンブズパーソンに相談することができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、前項の規定により相談を受けた場合は、必要な助言及び支援を行う。

第2節 救済の申立て

(救済の申立て)

- 第13条 市民等は、自らが人権侵害を受けたと思うときは、人権オンブズパーソンに対し、救済の申立て(以下「申立て」という。)を行うことができる。
- 2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。
 - (1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所
 - (2) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった 年月日
 - (3) その他規則で定める事項 (本人以外の者の申立て)
- **第14条** 何人も、市民等が人権侵害を受けたと思うときは、当該市民等に代わって人権オンブズパーソンに対し、申立てを行うことができる。
- 2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わ なければならない。ただし、書面によることができな い場合は、口頭により申立てを行うことができる。
 - (1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 人権侵害を受けたと思われる市民等の氏名及び住所
 - (3) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった 年月日
 - (4) その他規則で定める事項

第3節 調査の実施等

(申立てに係る調査等)

- **第15条** 人権オンブズパーソンは、申立てがあった場合は、当該申立てに係る事実について、調査を行う。
- 2 前項の場合において、申立てが前条第1項の規定によるものであるときは、同条第2項第2号の市民等の同意 を得なければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査を行わない。
 - (1) 第2条第2項の規定に該当するとき。

- (2) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を 経過しているとき。ただし、正当な理由があるとき を除く。
- (3) 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。
- (4) 申立ての原因となった事実が市の区域外で生じた ものであるとき。ただし、人権オンブズパーソンが 特に調査の必要があると認めるときを除く。
- (5) 前項の同意が得られないとき。ただし、人権オン ブズパーソンが特に調査の必要があると認めるとき を除く。
- 4 人権オンブズパーソンは、前項の規定により調査を行わない場合は、その旨を理由を付して申立てを行った者(以下「申立人」という。)に速やかに通知しなければならない。

(発意の調査)

- **第16条** 人権オンブズパーソンは、市民等が人権侵害を 受けていると認めるときは、自己の発意に基づき、調 査を行うことができる。
- 2 前項の規定による調査を行う場合においては、人権侵害を受けていると認められる市民等の同意を得なければならない。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときは、この限りでない。 (調査の中止等)
- **第17条** 人権オンブズパーソンは、調査を開始した後に おいても、その必要がないと認めるときは、調査を中 止し、又は打ち切ることができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、調査を中止し、又は打ち 切ったときは、その旨を理由を付して、申立人又は第 15条第2項若しくは前条第2項の同意を得た者(以下「申 立人等」という。)に速やかに通知しなければならない。

第4節 市の機関に対する調査等

(市の機関に対する調査)

- **第18条** 人権オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を行う場合は、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。
- 2 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。
- 3 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、 専門的機関に対し、専門的調査を依頼することができ エ
- 4 人権オンブズパーソンは、調査の結果について、申立

人等に速やかに通知するものとする。ただし、次条第6項の規定により通知する場合は、この限りでない。 (市の機関に対する勧告等)

- **第19条** 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると 認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善 を求めるための意見を表明することができる。
- 3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、当該勧告又は意見表明を尊重しなければならない。
- 4 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したときは、市の機関に対し、是正等の措置について報告を求めるものとする。
- 5 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から60日以内に、人権オンブズパーソンに対し、是正等の措置について報告するものとする。
- 6 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したとき、第2項の規定により意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その旨を申立人等に速やかに通知しなければならない。
- 7 人権オンブズパーソンは、第2項の規定による意見表明の内容を公表する。第1項の規定による勧告又は第5項の規定による報告の内容で必要があると認めるものについても同様とする。

(市民オンブズマンとの共同の勧告等)

第20条 人権オンブズパーソンは、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明を行う場合において、必要があると認めるときは、市民オンブズマンに対し、共同で行うよう求めることができる。

第5節 市の機関以外のものに対する調査等

(市の機関以外のものに対する調査等)

- 第21条 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係者(市の機関以外のものに限る。以下同じ。)に対し質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。
- 2 第18条第3項の規定は、関係者に対する調査の場合に 準用する。
- 3 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると 認めるときは、人権侵害の是正のためのあっせんその 他の調整(以下「調整」という。)を行うものとする。
- 4 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果につい

て、申立人等に速やかに通知するものとする。 (事業者に対する要請等)

- 第22条 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、 事業活動において頻繁な又は重大な人権侵害が行われ たにもかかわらず事業者が改善の取組を行っていない と認めるときは、当該事業者に対し、是正その他必要 な措置を講ずるよう要請することができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、前項の規定による要請を 行ったにもかかわらず当該事業者が正当な理由がなく 要請に応じない場合は、市長に対し、その旨を公表す ることを求めることができる。
- 3 市長は、前項の規定により公表を求められた場合は、 その内容を公表することができる。この場合において、 市長は、人権オンブズパーソンの意思を尊重しなけれ ばならない。
- 4 市長は、前項の規定により公表しようとする場合には、 あらかじめ当該公表に係る事業者に意見を述べる機会 を与えるものとする。

第6節 個人情報等の保護

(個人情報等の保護)

第23条 第19条第7項及び前条第3項の規定による公表を行う場合は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第7節 人権に関する課題についての意見公表

(人権に関する課題についての意見公表)

第24条 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する社会構造上の課題について、地域における解決に向けた取組に資するため、意見を公表することができる。

第5章 補則

(事務局)

- 第25条 人権オンブズパーソンに関する事務については、 川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22 号)第21条に規定する事務局において処理する。
- 2 人権オンブズパーソンの職務に関する事項を調査する専門調査員を置くものとする。

(運営状況の報告等)

第26条 人権オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表する。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

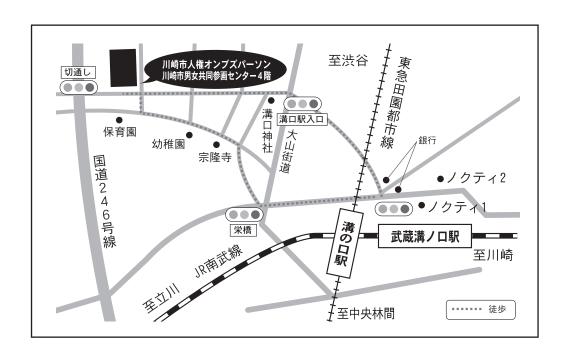
附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8 条第2項中議会の同意を得ることに関する部分は、公布 の日から施行する。(平成14年3月29日規則第44号で平 成14年4月1日から施行。ただし、同条例第4章の規定 及び同条例附則第5項中川崎市市民オンブズマン条例 (平成2年川崎市条例第22号)第17条に1項を加える改正 規定は、同年5月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の3年前の日から施行日までの間にあった事実に係る申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった事実に係る申立てについては、適用しない。 (検討)
- 3 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行状況、人権に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、人権が尊重される地域社会づくりの観点から、この条例に規定する人権オンブズパーソンの管轄等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



川崎市人権オンブズパーソン令和4年度報告書

令和5(2023)年6月 発行

川崎市人権オンブズパーソン 池 宗 佳 名 子 (代表人権オンブズパーソン) 飛 田 桂

川崎市 市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当

〒213-0001

川崎市高津区溝口2丁目20番1号

川崎市男女共同参画センター4階

☎ 044-813-3112 FAX 044-813-3101

川崎市人権オンブズパーソンホームページ





